第3節　東京消防庁重点施策

平成 28 年 12 月、東京都において、「セーフ シティ」「ダイバーシティ」「スマート シティ」の 3 つのシティの実現及び東京２０２０オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に向け、「都民ファーストでつくる「新しい東京」～２０２０年に向けた実行プラン～」が策定されました。

東京消防庁においても、東京都の動向及び 3 年後に開催を控えた東京２０２０大会を踏まえ、特に重点的に取り組むべき施策を東京消防庁重点施策として 6 項目策定しました。さらに、東京消防庁重点施策の実現に向けて、各施策における平成 29 年度の推進項目を策定しました。

3－1　重点施策 第１
東京２０２０オリンピック・パラリンピック競技大会の安全・安心

＜平成 29 年度の推進項目の背景＞

東京２０２０オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京２０２０大会」という。）の開催を控え、セーフ シティの実現に向け、当庁においては、東京消防庁東京２０２０オリンピック・パラリンピック競技大会消防対策推進本部を中心として、挙庁体制での更なる取組の加速化を進めることが重要です。

このことから、大会会場等を含めた都内全域における万全な警戒体制を構築するため、映像位置情報共有システム等のＩＣＴ技術を活用した資器材の導入を推進します。

また、大会開催に向けて様々な国籍、様々な母国語の外国人来訪者の増加が見込まれることから、外国文化に対する教養や意思疎通資器材の活用など、多言語化に向けた取組を促進する必要があります。

さらに、東京２０２０大会関連施設の整備に伴う各消防署への事前相談が本格的に開始されており、限られた時間の中で、スピード感のある対応と防火安全性の確保が求められます。

一方、急増が予想される観光客等に安全・安心な滞在環境を提供するためには、東京２０２０大会に向けて計画的に防火査察を実施していく必要があります。

これらのことを踏まえ、以下の項目に取り組み、東京２０２０オリンピック・パラリンピック競技大会の安全・安心に繋げます。

＜推進項目＞

○　警戒体制の確立による都内全域における安全・安心の確保
○　火災予防対策等の推進による建物の安全・安心の確保

3－2　重点施策 第２
各種災害に対応できる消防活動体制の充実強化

＜平成 29 年度の推進項目の背景＞

近年、諸外国においては、国際会議やオリンピック等の大規模イベント開催時期を標的とした同時爆破テロが多発しており、東京においても発生危険が高まっていることから、関係機関と連携し、テロ災害に対する救出救助体制を整備する

必要があります。

また、港湾部等の水上消防活動体制の強化のため、新型消防艇（タグボート型）が平成 29 年度末に導入されることから、消防艇の効果的な運用方策の検討や海技従事者に対する教育体制を整備する必要があります。

さらに、近年の気象変化に伴い、局地的大雨や台風により、他県において河川の決壊等による浸水被害が多発しており、東京消防庁管内においても中小河川の水防活動体制の強化を図る必要があります。

このほか、大規模危険物施設での火災や金属火災への対応力を強化するため、各種訓練や関係事業所との連携を通じて安全対策を推進し、被害の最小化を図ることが重要です。

今後 30 年間で約 70%の確率で発生が懸念される首都直下地震等の大規模複合災害に対して、効果的な消防活動を実施するためには、情報収集体制の充実強化を図るとともに、新資機材等を活用した実戦的訓練及び各部隊との連携訓練を実施することなどにより、総合的な対応能力の強化を推進していく必要があります。これら様々な災害に迅速的確に対応するため、引き続き訓練を重ね、培ってきた知識・技術を更に向上させる必要がある一方で、訓練や災害活動中の事故の絶無に向けた取組みを継続して実施することも重要です。

また、木造住宅密集地域においては、水利不足の地域が多く、震災時の火災では市街地大火となる可能性が危惧されており、消防水利の整備、確保を図る必要があります。

さらに、地域防災の要である消防団は、女性や学生を含めた消防団員募集広報による入団促進、地域特性に応じた教育訓練、各種装備資器材等の整備を推進し、災害対応力の充実強化を図ることが重要です。

これらのことを踏まえ、以下の項目に取り組み、消防活動体制の充実強化を図ります。

＜推進項目＞

- ○　テロ災害に対する救出救助体制の充実強化
- ○　水上消防体制の充実強化
- ○　局地的な豪雨災害等に対する消防活動対策の充実強化
- ○　大規模危険物施設等に対する安全対策の充実
- ○　大規模・複合災害時における消防活動能力等の強化
- ○　災害実態に迅速・的確に対応する消防活動能力の強化
- ○　安全管理を徹底した活動の推進
- ○　震災時等における情報収集体制の充実強化
- ○　木造住宅密集地域を重点とした震災対策の推進及び水利整備・確保の推進
- ○　消防団の災害対応力の充実強化

3－3　重点施策 第３
救急需要の増大を踏まえた救急体制の充実強化

＜平成 29 年度の推進項目の背景＞

平成 28 年中の救急出場件数は 77 万件を超え過去最多となりました。

高齢化の進展等により、今後、高齢者の搬送を含めた救急需要は更なる増加が

見込まれており、迅速な救急搬送体制を維持するためには、救急車の現場到着時間の短縮に向けて、関係機関と連携し、迅速な受入れ体制を構築するとともに、救急車の適正利用に向けた各種施策の一層の理解と周知が必要です。

また、高度・多様化する救急需要に対応するため、処置範囲拡大の技術認定を受けた救急救命士を養成するとともに、救急需要の増加に対しては交替乗務等の救急隊員の労務管理を実施することが重要です。

救急相談センターについては、更なる認知率向上のため、「＃7119」を前面に押し出し、より積極的な広報を展開するとともに、取りきれない電話の低減と救急相談業務の医学的質の向上を図り、より多くの都民に安心を提供できる救急相談体制を強化する必要があります。

さらに、年々救急現場における外国人旅行者への対応件数が増加している中、救急車を要請する前段階の外国語対応について整備を進め、外国人旅行者に対して安心を提供すると同時に救急車の適正利用を推進していくことは重要です。

一方で、バイスタンダーの応急手当は傷病者の救命に大きくかかわることから、事業所、学校、商店街等へ応急手当の普及を積極的に推進し、地域全体の応急救護体制を強化し、都民が安全に暮らせるまちづくりに繋げていく必要があります。

これらのことを踏まえ、以下の項目に取り組み、救急体制の充実強化を図ります。

＜推進項目＞

- ○　救急活動体制の充実強化
- ○　救急車の適正利用の促進
- ○　応急手当の普及促進

3－4　重点施策 第４
災害時の被害軽減に向けた地域防災力の向上

＜平成 29 年度の度推進項目の背景＞

震災等の災害に強いまちづくりを推進するためには、地域防災力の向上が不可欠です。引き続き、年間防火防災訓練参加者数200万人以上を目標に防火防災訓練を強力に推進するとともに、防火防災訓練参加者の固定化、訓練未実施地域の存在などの課題の解消のため、人が多く集まる場所などで誰もが気軽に参加しやすく、魅力ある訓練を都民に提供をしていく必要があります。

あわせて、総合防災教育未実施校に対し実施を働きかけるとともに、ＰＴＡや消防団など地域と連携した総合防災教育を推進することが重要です。

また、家具類の転倒・落下・移動防止対策を全く実施していない世帯が３割弱いるなど、今後も無関心層等に重点を置いた取り組みを推進する必要があります。

一方、住宅火災の死者に占める高齢者の割合は依然高く、今後も関係機関と連携し、要配慮者の居住環境の安全対策を進めるとともに、住宅用火災警報器の条例どおりの設置促進、適正な維持管理を周知し、住宅火災の被害低減を推進する必要があります。

これらのことを踏まえ、以下の項目に取り組み、総合的な防火防災対策を推進します。

＜推進項目＞

○　防火防災訓練の推進による都民の防災行動力の向上
○　長周期地震動等における室内安全対策の推進
○　要配慮者（高齢者・障害者等）を住宅火災等から守るための取組の推進
○　住宅火災対策・都民生活事故による被害低減対策の推進
○　総合防災教育による防災対策の推進

3－5　重点施策 第５
火災予防対策の推進による建物の安全性の向上

＜平成 29 年度の度推進項目の背景＞

高齢者福祉施設において、夜間など施設内の限られた職員により火災発生時の初期対応を行うためには、日頃の訓練が重要です。

また、ターミナル駅などの地下連絡通路等で接続された防火対象物では、大規模地震等が発生した際に、都民・来訪者に混乱が生じないよう駅及び駅周辺施設の安全体制を構築する必要があります。

一方で、都民の方々が建物の安全性を判断して利用できるように、防火上優良な建物などの「建物の安全・安心情報」の発信の強化を図ることが重要です。

さらに、危険性の高い防火対象物の安全を確保するため、積極的な防火査察を推進するとともに、法定点検、自衛消防訓練などにより、関係者自らが防火上の安全性を向上させることが必要です。

また、消防法令の改正により新たに消防用設備等の設置が必要となった社会福祉施設等に対しては経過措置期限までに法令に沿った設置又は改修を行うよう指導し、入所者等の安全を確保することが重要です。

加えて、近年、「民泊」をはじめ、新しい利用形態の施設が潜在しており、これらの施設の安全を確保するためには、施設の利用形態など実態の把握が重要であり、保健所、関係機関等との情報共有等を図り、連携した防火安全指導を実施する必要があります。

あわせて、正確な火災調査結果を基にした同種火災の未然防止を図ることや危険物施設関係者による自主保安管理体制の強化などにより、都民の安全・安心に繋げることが重要です。

これらのことを踏まえ、以下の項目に取り組み、防火対象物等の防火安全対策を推進します。

＜推進項目＞

○　高齢者福祉施設等に対する自衛消防訓練指導の強化
○　広域的な総合防火安全対策
○　建物の安全・安心情報の発信の強化
○　防火査察及び自主防火の推進による安全・安心の確保
○　社会福祉施設等に対する遡及事務の推進
○　防火対象物の新たな利用形態に応じた火災予防対策の推進
○　危険物を取り扱う施設の安全対策の推進
○　火災調査結果を反映した火災予防対策の推進

3－6 重点施策 第６
都民の期待に応える職員の育成及び組織運営の推進

＜平成 29 年度の推進項目の背景＞

広報活動については、都政改革における都民ファーストの視点及び情報公開と密接に関連しており、各種ツールを用いて外国人を含め、消防・防災情報の提供を推進していく必要があります。

また、消防車両の運行にあたり、職務内交通事故の防止や機器損傷事故の軽減を図り、信用失墜や事故による業務の停滞を防ぐことは重要です。

さらに、大量退職期を契機とした世代交代によって組織の若年化が進み、職員構成は大きく変化するとともに、東京２０２０大会の開催に伴う行政需要の変化に対応した組織力強化が求められるなど、当庁が早急に対応すべき人材育成面の課題も多岐にわたっています。このことから、第三次東京消防庁人材育成基本方針において示された、「消防司令補の重点的育成」「女性職員の更なる活躍の推進」「ヒューマンエラーによる事故防止」「的確な時勢への対応」の４つの重点方針を推進するため、様々な方策により人材育成を図っていくことが重要です。

また、組織力の維持・向上は、質の高い都民サービスに不可欠であることから、各職級や各世代等の課題に合わせた育成方策及び体制の整備が求められるとともに、職員自らの参画意識を高めていくことも必要です。

加えて、職員の職務実践能力を向上するためには、所属教養推進者を中心とした署内横断的な所属教養や一般職非常勤職員の活用による日々の指導並びに職員自身の自己啓発も重要です。

さらに、予防業務に関しては、予防実務者の若年化が進んだことにより、経験不足に起因するとみられる予防業務における不適正な事務処理が発生するなど、実務能力の向上が急務となっています。

一方で、科学的見地に立脚した検証で得られた成果を直接都民に情報発信することで、都民の安全・安心に寄与することが重要です。

これらのことを踏まえ、以下の項目に取り組み、職員の育成及び効率的な組織運営を推進します。

＜推進項目＞

- ○　都民の意識や行動に働きかける政策広報の展開
- ○　消防車両等の安全運行対策の推進
- ○　消防業務における女性の活躍推進
- ○　職員の声を幅広く収集する仕組みの充実
- ○　職務、階級等に応じた職員の育成及び人材活用
- ○　予防実務者の人材育成及び予防行政の適正執行の推進
- ○　職員を育成するための体制整備
- ○　科学的見地に基づく業務執行